

県内大会開催基準要項

趣旨 本連盟の主催する各種の県内大会は、本連盟の趣旨にのっとり高等学校生徒の発達段階に応ずると共に、大会の一層の発展と運営の円滑を図るため下の基準を設ける。なお、開催に当たっては、各競技種目の県統轄団体並びに開催地の関係団体、関係機関と緊密に連絡をとり実施すること。

1 主催、共催、後援及び主管

- ① 教育団体以外の団体を主催・共催者に加える場合は、本連盟会長の承認を経なければならない。
- ② 共 催 イ 当該競技種目の県統轄団体
ロ 開催地の関係機関及び団体
ハ その他会長が認める諸団体
- ③ 後 援 開催機関及び諸団体
- ④ 主 管 当該競技種目専門部

2 実施要領

会場、期日、運営方法等は、各専門部において関係機関及び団体と連絡をとって決定する。

ただし、重要事項については理事会の承認を要する。なお、会期は2日以内を原則とする。

3 参加資格

- ① 参加者は、県高等学校体育連盟に加盟している高等学校の生徒であること。
ただし、学校教育法第1条校に規定する高等学校以外の生徒については、全国高等学校体育連盟大会開催基準要項による。
- ② 年齢は、〇〇年4月2日以降に生まれたものとする。ただし、出場は同一競技3回までとし、同一学年での出場は1回限りとする。
- ③ 併置校にあつては、全日制・定時制・通信制課程の生徒による混成は認めない。
- ④ その他、全国高等学校総合体育大会開催基準要項に準ずる。

4 表 彰

団体表彰及び個人表彰をする場合は簡素を旨とする。

5 大会役員

大会役員は、各種目の事情にもよるが、下記によることを原則とする。

- ① 大会会長は、県高等学校体育連盟会長とする。
- ② 大会名誉会長及び名誉副会長は、各競技種目別団体長及び共催団体の長とする。
- ③ 副会長は、県高等学校体育連盟当該競技種目専門部長又は当該競技種目団体副

会長等とする。

- ④ 大会委員長は、県高等学校体育連盟当該競技種目専門委員長とする。
- ⑤ 顧問・参与は関係団体役員及び高等学校体育連盟関係役員から選ぶ。

6 大会参加負担金

- ① 大会に参加する生徒から大会参加負担金を徴収するものとする。
- ② 対象となる大会は次の通りとする。
 - 中国大会県予選、県高校総体、県体ただし、次の3競技においては別の大会を対象とする。
 - 陸上競技：中国新人大会県予選
 - ホッケー：中国新人大会県予選
 - 空手道：中国新人大会県予選兼中国高等学校選抜大会県予選
- ③ 大会参加負担金は評議員会で決定する。
 - 1人あたり500円
 - 団体…エントリー数（満たない場合は実数）
 - 個人…参加人数（団体との重複や他種目との重複は除く）
- ④ 大会参加負担金は各専門部が徴収し、本連盟事務局に納入するものとする。
また、エントリーした段階で負担金を徴収し、棄権した場合でも返金しない。
- ⑤ 大会参加負担金の名称は「大会運営費一部負担金」とする。

附 則 本基準要項は昭和50年4月26日より実施する。

昭和63年	4月27日	一部改正
平成6年	5月1日	一部改正
平成10年	4月17日	一部改正
平成17年	4月22日	一部改正
平成19年	4月26日	一部改正
平成26年	4月15日	一部改正
平成27年	4月14日	一部改正
平成28年	4月12日	一部改正